

生食発0118第5号
令和3年1月18日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの改正について（通知）」

令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）が改正され、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定されたこと等を受け、今般、別添1のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正するとともに、別添3及び別添4のとおり、関係部局等に通知いたしましたので、御了知ください。

（添付資料）

- 別添1：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（改正後）
- 別添2：ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン新旧対照表
- 別添3：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（令和3年1月18日生食発0118第3号各省庁担当部局の長あて）
- 別添4：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について（令和3年1月18日生食発0118第4号各都道府県知事あて）